

平成27年 7月 1日公表

## 市民参加手続の省略について

次のとおり市民参加手続を省略します。

対象案件	国民健康保険税条例改正（軽減基準額の改正）
公表場所（供覧・閲覧）	・行政情報コーナー（市役所ロビー） ・山部、東山支所 ・文化会館ロビー ・図書館ロビー ・担当窓口（ 課） ・ホームページ ・広報ふらの7月号
問合せ先	保健福祉部保健医療課 郵便番号 076-8555 富良野市弥生町1番1号 電話 0167-39-2310 ファクシミリ 0167-23-3523 電子メールアドレス: <a href="mailto:hoken-k@city.furano.hokkaido.jp">hoken-k@city.furano.hokkaido.jp</a>
省略の理由	地方税法施行令改正（第56条の89第2項第2号）にもとづくもので、法令の規定により実施の基準が定められていて、その基準に基づき市民参加手続を省略しました。（富良野市情報共有と市民参加のルール条例第5条第2項第1号）
市の原案及び関連事項	下記のとおり。
その他必要事項	平成27年6月12日 議会提案 平成27年6月26日 原案可決

<input type="checkbox"/> 広報ふらのお知らせ版 <u> 7 </u> 月号への掲載
<input type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 <u> 7 </u> 月 <u> 1 </u> 日）
<input type="checkbox"/> 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（ <u> 7 </u> 月 <u> 1 </u> 日）

○改正内容 平成27年4月1日施行期日

7 割 軽 減	○改正なし	
	前年の合計所得が、33万以下の世帯	
5 割 軽 減 の 拡 大	○軽減対象となる所得基準額を引き上げ	
	改正前	前年の合計所得が、33万円＋ ( <u>24.5万円</u> ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯
2 割 軽 減 の 拡 大	改正後	前年の合計所得が、33万円＋ ( <u>26万円</u> ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯
	○軽減対象となる所得基準額を引き上げ	
2 割 軽 減 の 拡 大	改正前	前年の合計所得が、33万円＋ ( <u>45万円</u> ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯
	改正後	前年の合計所得が、33万円＋ ( <u>47万円</u> ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯